日本の近代歴史学と概念化の問題 ――「封建制」概念をめぐって――

甚 野 尚 志

The Modern Science of History in Japan and the Problem of Conceptualization——Regarding the Concept of "封建制 (Feudalism)"——

Takashi JINNO

Abstract -

The modern science of history in Japan has created new analytical concepts for researching Japanese history in the Meiji-Period. Japanese historians had to conceptualize new notions of history under the great influence of European historical science, translating European concepts of history into Japanese. Because we created new concepts of history by translating European languages into Kanji (漢字) misunderstandings or divergences from the original meanings were quite frequent. Moreover, there were some traditional Confucian concepts as well that were used to create new concepts of modern science of history such as "封建制."

The concept of "封建制," which corresponds to the concept of European feudalism, became diffused among historians after the Meiji-Period as an analytical concept of the Japanese medieval society of warriors (samurai). The concept of "封建制" became a popular topic discussed by Japanese historians extensively to explain the similarities between the Japanese Middle Ages and the European Middle Ages. At the same time, the concept of "封建制" made a great contribution in placing Japanese history in the course of the development of world history.

However, in the 1970s, the existence of feudalism in Japan began to be questioned by Japanese medievalists. Around the year 2000, some Japanese historians claimed that the concept of "封建制" should not be used because there had been no feudalism in Japan like the one that had prevailed in Europe. They believed that "封建制" was a particularly European phenomenon, and that Japanese pre-modern society could not be regarded as a feudal society in the European sense. With regard to this opinion, some historians began to criticize the Euro-centered view of history and began to view world history not as a linear development of history but as parallel developments of various civilizations.

Today, Japanese historians specializing in East Asian history wish to invent new concepts of East Asian history in order to reject the subordinate image of East Asia to that of Europe. However, even if the concept derives its origin from European historical science, it is worth pursuing by changing the definitions according to the contemporary situation in Japan. Feudalism, if redefined, without disrespecting East Asian Confucian meanings, as a concept of history will become an effective basis of historical analysis.

はじめに

日本の近代歴史学は明治期以降、新しい分析概念を創出し、日本史研究のパラダイムを作ってきたが、それはヨーロッパ史学の圧倒的な影響のもとでなされた歴史の新しい概念化の作業であった。具体的にいえば、「古代」、「中世」、「近世」、「近代」という歴史の時代区分の概念は、ヨーロッパ史学を模倣する形で日露戦争後の時代に初めて登場した。それ以前にはこのような時代区分は日本史には存在しない。また同時に、歴史の事象を説明する概念―たとえば「国家」、「民族」、「民主主義」、「宗教」といった概念―も「和製漢語」の翻訳語として定着した⁽¹⁾。

またさらに重要なことは、日本の近代歴史学の形成がそれ以前の日本に存在した人文学の伝統、とくに儒学の伝統を継承しつつ成立した側面もあることだろう。ヨーロッパ史の概念を「和製漢語」で翻訳したことで漢字文化の影響を受けたのは当然としても、それだけでなく「封建制」のように、それ以前の儒学思想における歴史の分析概念が"feudalism"というヨーロッパ史の概念の翻訳語としても使われた例がある。「封建制」の場合は、不可避的にその本来の儒教的な意味を内包しつつ、"feudalism"の翻訳語としても機能することになった。本稿ではまさに、この「封建制」の概念を取り上げ、近代歴史学の概念化がはらむ問題について考えたいと思う。

1. 「封建制」概念の放棄?

「封建制」概念は日本史研究において、1900 年頃から 1970 年代頃まで最も論争を引き起こした問題の一つであった。「封建制」は、それにより日本史をヨーロッパ史と比較することができ、日本史を世界史のなかで位置づけることができる概念であり、マルクス主義の歴史家にとっても反マルクス主義の歴史家にとっても、日本史における社会構成体の変化を論じるために不可欠の概念とみなされた。だが 1970 年代になると、日本に「封建制」が存在したのかどうかについて疑念が提示され、2000 年頃には明確に日本における「封建制」の存在を否定する主張が出現した。その主張を行った代表者は日本中世史の保立道久であるが、彼の論拠は以下のようなものである⁽²⁾。

保立によれば、日本の平安時代から室町時代まで続いた荘園制的な社会構成体は、その都市的・国家的性格からみて「封建制」と規定することはできない。「封建制」はヨーロッパに独自の社会構成体であって、日本の前資本制社会が封建的社会構成体であったことは一度もない。何より日本史における「封建制」論は、日本の歴史のなかに西欧的な要素を発見しようとする一種の脱亜的なナショナリズムの表現である。これまでの日本「封建制」論はヨーロッパと日本の並行的発展を強調し、「日中分岐論」、「脱亜論」の形成に深い影響を与えてきたイデオロギー性の強い議論であり、「封建制」は日本史の概念としては放棄するのが妥当とされる。

保立自身、「封建制」という言葉がたんに "feudalism"の訳語ではなく、中国古代の分権的な政治体制としての「封建」という言葉との二重の意味で用いられてきた経緯は否定しないが、日本の「封建制」は何より "feudalism"の翻訳語であり、それは、自国の歴史のなかに世界を発見しようとする明治、大正の歴史家の営為が生み出した近代の一つの「神話」、「イデオロギー的な罠」であるとする。日本中世社会は確かにヨーロッパの「封建制」に相似した側面も持っているが、日本の歴史的な社会構成体はいかなる場合でも「封建制」という用語では捉えられず、それはヨーロッパとの対比ではなく、まずは東アジア社会の社会構成体との相互影響と相互対比のなかで捉えられねばならない、とされる。

最近の日本中世史研究をみれば、確かに「封建制」を論じた研究はほぼ姿を消しているのも事実である。たとえば、最近刊行された『岩波講座日本歴史』の中世の二つの巻でも「封建制」に関する論文は存在しない。編者の桜井英治も「封建制」のような社会構成体に関わる概念は、日本中世史の表舞台からすでに姿を消したとまで断定している⁽³⁾。

2. 「文明論的アジア主義」と「封建制」

「封建制」概念のイデオロギー性を指摘する議論は、韓国史研究者の宮嶋博史もまた東アジア史全体との関連で保立と同時期に行っている⁽⁴⁾。宮嶋は、ヨーロッパの「封建制」を基準に 18 世紀までの東アジア史を捉えようとする態度を誤った方法として批判した。彼が問題にしたのは、まず、そもそも直接的な影響関係の生

⁽¹⁾ ヨーロッパの学問概念の漢字による翻訳の問題については、鈴木修次『日本漢語と中国―漢字文化圏の近代化』1981 年、などを参照。

⁽²⁾ 保立道久「封建制概念の放棄」(同『歴史学をみつめ直す―封建制概念の放棄』2004 年, 校倉書房), 158-167 頁. 同書に所収の「『資本論』は江戸時代を「封建制」と捉えたか」(168-184 頁) をみればわかるように, 保立にとり「封建制」はマルクスが定義した「封建制」を意味している.

⁽³⁾ 桜井英治「中世史への招待」(『岩波講座日本歴史第6巻中世1』(岩波書店, 2013年), 10頁.

じる以前の西欧と東アジアの社会において「封建制」という同一の制度が存在したといえるのか、「封建制」という共通性があったとしても、その共通性とは反対の異質性と比較して、共通性がより本質的であると考える根拠はどこにあるのかということである。その上で彼は、「封建制」論が東アジアの歴史研究におけるオリエンタリズムの象徴であると述べ、「封建制」論を克服し東アジア史に内在する歴史の概念や時代区分を創出することが必要だと述べた。この点で、宮嶋も保立も共通の議論を行ったといえるが、宮嶋の場合は「封建制」が東アジアの儒学的な伝統に基づく概念であることを強く指摘している。

すなわち宮嶋によれば、日本の人文学が古代以来、中国および朝鮮半島との密接な交流のなかで発展したこと、とくに歴史学に関しては、漢学、儒学、中国の史書の影響により日本での歴史記述や歴史意識は形成されてきたことは忘れるべきではない。それは新井白石、荻生徂徠、頼山陽の著述をみれば明らかである。「封建制」はまた、明治以降の史学においても中国の著作から継承した語義で用いられており、とくに明治の「民間史学」の史家が、東アジアの儒学的伝統のなかで形成された「封建制」概念を用いて日本史を論じている。宮嶋は、この「文明史学」の時代を「文明論的アジア主義」の時代と呼び、この時代を代表する史家として田口卯吉と竹越与三郎を挙げる。

実際、田口卯吉の『日本開化小史』では、「封建制」が江戸時代までの日本史を特徴づけるキイ概念として用いられている⁽⁵⁾。『日本開化小史』は、基本的にはギゾー、バックルらのヨーロッパ文明史を模範とし、スペンサーらの社会進化論の観念に影響を受けながら、日本の歴史を神代から明治維新にいたる「開化」の過程として描く試みであった。しかし『日本開化小史』では、叙述の方法でヨーロッパ思想の影響を受けながらも、一方で、日本の「開化」には中国、朝鮮からの影響が大きかったことも指摘されている。また『日本開化小史』で用いられる「封建制」概念は、ヨーロッパ史の"feudalism"の訳語としてではない。むしろ中国の古典に現れる意味で理解され、「封建制」と「郡県制」が分権と中央集権の統治体制と表す概念として使われている。このような「封建制」論は、竹越与三郎の『二千五百年史』や『新日本史』でも見て取ることができる⁽⁶⁾。いずれにしても明治の「民間史学」では、朝鮮、中国由来の歴史思想がなお影響力を持っており、そこでは、分権的な統治体制を表す概念として「封建制」が用いられ、日本では江戸時代までの政体がまさに「封建制」とされた。このような「封建制」理解はまた、同時期の大学のアカデミズム史学でもみられる。すなわち初期の修史事業は、史書編纂において和漢史と西洋史との折衷で進められており、民間史学と同様、古代以来の朝鮮、中国の文化的影響は明らかで「封建制」の概念もなお儒学的な意味で使われていたのである。

3. ヨーロッパ史の模倣による概念化— "feudalism" の訳語としての「封建制」

しかし、1870年代から 1890年代の歴史家が共有していた「文明論的なアジア主義」の立場は 1900年頃から変化する。それは日本の歴史を東アジア世界から分離し、ヨーロッパ史と対比しつつ考察する試みの開始でもあった。そしてこの新しい方向性を担ったのが大学アカデミズムの第二世代であり、彼らが日本史のなかにヨーロッパ的な意味での「封建制」つまり "feudalism" が存在することを主張するようになる。

その最初の試みは、何といっても経済史家の福田徳三の『日本経済史論』であろう。この著作はもともと福田がドイツ留学中に経済史家ルヨ・ブレンターノの指導下、1900年にドイツ語で刊行した学位論文であったが、その後 1907年に日本語に訳され広く読まれた⁽⁷⁾。福田はこの著作で、日本の歴史をヨーロッパ史と比較し、931-1602年の時代を「封建制」の時代、1603-1867年の時代を「専制的警察国家」の時代と定義した。それはまさに、ヨーロッパ中世の封建制の時代と近世の絶対主義の時代をそのまま日本史に適用した議論であり、福田によれば、日本はこの二つの時代を経験したので、ヨーロッパの圧力に抗し明治維新後に統一国家を樹立

⁽⁴⁾ 宮嶋博史「日本における"国史"の成立と韓国史認識―封建制論を中心に」(宮嶋博史・金容徳編『近代交流史と相互認識 I』 慶應義塾大学出版会,2001年),329-363頁.

⁽⁵⁾ 田口卯吉『日本開化小史』(初版 1877-1882 年, 講談社学術文庫, 1981 年).

⁽⁶⁾ 竹越与三郎『二千五百年史』(初版 1896 年,講談社学術文庫,1990 年),同『新日本史』(初版 1891 年,岩波文庫,2005 年).

⁽⁷⁾ 福田徳三(坂西由蔵訳)『日本経済史論』(初版 1907 年,ドイツ語版,Tokuzo Fukuda, Die gesellschaftliche und wirtschaftliche Entwicklung in Japan, Leipzig 1900.)

できたとされる。このような福田の日本史の見取り図は、江戸時代までを「封建制」の時代とみるそれまでの 歴史観を覆すもので、時代区分も含めて日本史を純粋にヨーロッパ史との対比で構想した初めての試みであっ た。

ョーロッパの「封建制」を日本史に適用しようとする研究は、さらに法制史家の中田薫により行われた。中田は東京帝国大学の法科大学で法制史研究に取り組み、法制史学の教授となった人物だが、その最初の業績は「鎌倉幕府の法制」であり、その成果を1906年に『国家学会雑誌』に何度かに分けて発表したが、そこでフランク王国のゲルマン法と日本中世の法の酷似を指摘し、ヨーロッパのマナーと日本の荘園を比較して、その間に共通する封建制の基盤となる荘園制が存在するという説を述べた⁽⁸⁾。

さらに、ヨーロッパ史との比較のなかで日本中世史を論じたのが、原勝郎の『日本中世史』である⁽⁹⁾。原は 1896 年に東京帝国大学文科大学史学科を卒業したが、在学中にランケの弟子リースにヨーロッパ史を学び京都帝国大学の教授になる。専門はヨーロッパ史であったが、そのヨーロッパ中世史の知識を生かして『日本中世史』を 1906 年に刊行した。彼の『日本中世史』は、日本史の書物で最初に「中世」の概念を用いた歴史叙述であり、中世の武士により担われた「封建制」の重要性を強調し、ヨーロッパ中世との比較で日本の中世を論じた。

このように日本の近代歴史学は、ヨーロッパ史を模倣して概念形成を行いながら 19 世紀から 20 世紀の転換期に成立したといってよい。そして近代歴史学成立の背景には、何よりも東アジアを取り巻く国際状況の変化があった。東アジアに本格的に介入し始めたアメリカが掲げた門戸開放、機会均等のスローガンにより、東アジア各国の政治的独立が以前にも増して国際社会で唱えられ、日本では東洋を一体のものとして考えるアジア主義の思想が凋落し、次第に日本主義の思想が台頭することになる。国家の枠組みを重視する新たな国際情勢のもとで、歴史研究では日本史を中国や朝鮮との不可分の関係でとらえるのではなく、日本列島の歴史に限定した日本史つまり国史が誕生することになる。日本の近代歴史学は、国家の独立性・正統性を歴史的に裏付けるために国史の学問を創出したが、そこでは、国家を統合する「天皇制」と、社会のヨーロッパとの類似性を示す「封建制」とが議論の大きな柱となったのである。

4. マルクス主義歴史学における「封建制」―世界史の発展段階論

日本の「封建制」論は、こうして日本とヨーロッパの中世の比較を手掛かりにして展開していったが、日本の「封建制」論をさらに推し進めたのが1920,30年代のマルクス主義歴史学の受容であった。日本におけるマルクス主義歴史学は、野呂栄太郎、山田盛太郎らが編纂し、岩波書店から刊行された『日本資本主義発達史講座』(1932-33年)で開花する。講座派のマルクス主義者たちは、明治維新後の日本を半封建的な絶対主義国家と捉え、明治維新以前の時代をマルクス主義的な意味での「封建制」の時代と理解した。とくに、講座派の代表である山田盛太郎の著作『日本資本主義分析』(1934年)⁽¹⁰⁾では、江戸時代が「純粋封建的土地所有組織と零細耕作農奴経済とにより特徴づけられた徳川幕藩体制」の時代として位置づけられた。当時のマルクス主義者たちは、領主制と農奴制に支えられた「封建制」が東アジア世界にも共通して存在するものと考えていた。いずれにしてもマルクス主義歴史学の立場では、世界史全体が一つの大きな普遍的発展の図式のなかに収斂するものとみなされ、その発展段階で、「奴隷制」に続く段階として「封建制」が想定されたが、マルクス主義歴史学の「封建制」もまさに、ヨーロッパ史での「封建制」の現実をもとに構想された概念であった。

日本史の「封建制」論も、このようなマルクス主義の歴史学の隆盛とともに新しい段階を迎え、第二次大戦後に数多くの研究を生んだが、第二次世界大戦後の日本での「封建制」研究に決定的な影響を与えたのは、いうまでもなく石母田正の『中世的世界の形成』(1946年)であろう^(t)。石母田はこの著作において、黒田荘と

⁽⁸⁾ 中田薫によるヨーロッパのマナーと日本の荘園の比較がいかに史実に基づかない恣意的な断定だったかについては、矢吹晋『朝河貫一とその時代』(花伝社、2007年)、145-150頁、参照。矢吹は同書で、イェールで歴史学を教えていた朝河貫一がこの時期にすでにヨーロッパのマナーと日本の荘園の根本的な相違を指摘した事実を強調する.

⁽⁹⁾ 原勝郎『日本中世史』 (初版 1905 年, 平凡社東洋文庫, 1969 年).

⁽¹⁰⁾ 山田盛太郎『日本資本主義分析』(初版 1934年, 岩波文庫, 1977年), 225頁.

いう一つの荘園を舞台に荘園の人々が寺社の古代的な権力に抗いながら、新しい中世の「封建制」的秩序の形成を試みながら敗北していく姿を描いたが、そこでは、古代的な権威と中世的な権威の闘争そして中世的な権威の敗北という論述により、戦前の皇国史観への批判が意図されるとともに、日本中世における「封建制」の存在を論証することで日本の歴史を世界史のなかに位置づけることに成功したといってよい。石母田の著作は、これまで史学史上、指摘されてきたように、マルクス主義の立場から日本の「封建制」を論じることで日本史のなかにヨーロッパ的・世界史的普遍を見出そうとしたものでもあった。いずれにしても、石母田の著作とともに日本の近代歴史学における「封建制」研究は新しい段階に入る。

日本の「封建制」論は、このようにマルクス主義が受容されるなかで、ヨーロッパ的歴史発展のモデルとしての位置がいっそう顕著になる。このようなヨーロッパ中心的な世界史の見方はマルクス主義であれ、他の立場であれ、「封建制」から「資本主義」への移行の問題を世界史がすべて経験する発展段階としてとらえた。日本では戦後の西洋史においてヨーロッパにおける「封建制」から「資本主義」への移行が最大のテーマとなったが、その議論は日本の「封建制」論と根を同じくしていた⁽¹²⁾。このように「封建制」により世界史を語るパラダイムは少なくとも 1970 年代までは日本では大きな力をもっていた。

だが、日本の戦後歴史学での中心的テーマであった「封建制」も、1970年代後半から80年代前半の時期になると歴史研究の主たる対象ではなくなる。1970年代後半から始まる社会史研究の隆盛とともに、それまでの近代歴史学の方法に異議が唱えられ始める。その結果、ヨーロッパ中心の歴史観は批判され、世界史を単線的な発展段階として把握するよりも、等しい価値を持つ諸文明の並列として歴史を構想し、様々な過去の社会を歴史人類学的な対象として考察する視点が強調されるようになった。この後、日本史では「封建制」について語られなくなり、「封建制」概念の放棄まで提唱する研究者が現れるにいたる。この状況はまさに明治から約百年続いた日本の近代歴史学のパラダイムが崩壊したことを象徴的に示している。

5. 「封建制」と「郡県制」―東アジアの人文学の伝統

すでにみたように「封建制」概念は、明治期にはなお江戸時代の儒学の伝統を継承した政体の概念として用いられていたが、その後、ヨーロッパの歴史学とマルクス主義の影響下で次第にその意味を変質して行った。しかし「封建制」に付与されたイデオロギー性だけを強調して、「封建制」が分析概念として持つ可能性すべてを否定し去ることが、これからの歴史学にとり果たして生産的なことだといえるのだろうか。むしろ「封建制」が内包する豊かな伝統的な意味を再評価し、新たな生命を付与することも重要なことではないだろうか。

その意味で、苅部直の『「維新革命」―「文明」を求めた十九世紀日本―』は「封建制」概念を再考するために示唆するところが大きい⁽¹³⁾。苅部はこの著書で、明治維新を境にし、その後を断絶させて日本の文明化を考えることがいかに不毛であるかを語る。つまり、日本の文明化が明治維新後の西欧文明受容の前に 19 世紀初めからすでに始まっており、その前提があったからこそ明治維新後に西欧文明を素早く受容できたと主張し、19 世紀に連続的な日本の文明化の過程をみようとする。その例として彼は、これまで 19 世紀における西欧からの輸入思想とみなされた進歩史観が日本の 18, 19 世紀の思想のなかに萌芽が見出されることを主張している。

こうした議論との関連で苅部は、江戸時代の儒者による「封建制」と「郡県制」の議論が明治の廃藩置県と中央集権体制の構築に際して大きな影響を及ぼし、さらには、明治の文明史家が「封建制」を日本史の歴史記述でキイ概念として用いたことを指摘している。当然、この場合の「封建制」は西欧の"feudalism"とは異なる中国由来の分権的統治の意味であり、「郡県制」との対比で江戸時代に使われた歴史概念である。苅部がこのような理解での「封建制」概念を用いた歴史家として挙げるのは竹越与三郎であるが、このような議論は先ほどみた宮嶋の「文明論的アジア主義」の議論と共通している。ただ苅部の場合は、さらに竹越ら「民間史

⁽¹¹⁾ 石母田正『中世的世界の形成』(初版 1946年,岩波文庫,1985年).

⁽¹²⁾ 大塚久雄・高橋幸八郎・松田智雄編『西洋経済史講座』(岩波書店, 1960-62 年) が代表的な成果といえる。

⁽¹³⁾ 苅部直『「維新革命」―「文明」を求めた十九世紀日本―』新潮社,2017年.

学」の史家が使った「封建制」の概念の起源を頼山陽などの儒者の歴史論に求め、「封建制」が明治維新前後の19世紀日本での歴史認識の核となる概念であったことを指摘している。

苅部が「封建制」との関連で挙げる竹越与三郎についていえば、その主著は『二千五百年史』と『新日本史』であるが、竹越はとくに『新日本史』(1891-92年)で、中国古典の「郡県制」に対置された意味での「封建制」を歴史のキイ概念として使用している^[4]。『新日本史』は、1868年の明治維新以降、日本がどのように新日本へと変化したかについて概観する書物であるが、そこでは、日本が「乱世的革命」を経て「封建制度」から「新日本」へ変わったこと、そして、明治維新前の徳川時代は大名に各地方の支配をゆだねる「封建制度」により国家が統制されていたことが指摘される。しかし、江戸時代の「封建制度」による結合力は5代将軍以降、次第に衰える。そして「町村都邑の庄屋名主」が台頭し明治維新にいたる。竹越はこの書で、政治や経済の動きだけでなく文化や社会の動きも含めて叙述し、明治維新での「封建制」から「郡県制」への移行を日本の進歩として描いている。こうした竹越の著作に典型的にみられる中国古典に由来する「封建制」理解は、すでに触れたように田口卯吉の『日本開化小史』にもみられるものであった。いずれにせよ、「封建」、「郡県」の二分法は中国古典に由来する東アジアの伝統的な政体分類であり、江戸時代の知識人は、徳川幕府の体制が全国の大名に土地の支配権を認めているのは「封建」として理解していた。竹越、田口は、このような伝統的な「封建制」の見方を継承するとともに、福澤論吉が『文明論之概略』で提示した新しい西洋に由来する進歩史観の影響も受けていた。

しかし、福澤も含め明治の史家たちに共通した進歩史観は、すでに江戸時代にその萌芽がみられるというのが苅部の主張である。すでに日本では大坂の町人たちの間では学問熱が高まり、「古よりも、今の道に従うべき」とする新たな日本独自の進歩史観が生まれていたとされる。苅部によれば「封建」と「郡県」の対比により、新しい歴史思想を構築した代表的思想家は頼山陽である。頼山陽は『新策』第一巻「封建略」で、古代の律令制度から頼朝の守護、地頭の設置への変化を「郡県制」から「封建制」への転換として捉える。すなわち日本では、天智天皇により「郡県制」が確立し、やがて封建の勢への変化が生じ、室町幕府で「封建制」は確立し、徳川時代へと継承された。このように日本では「封建制」が時代の変化を経ながらも続き、徳川幕府の下で安定した治世を支えるのに役立っている、と頼山陽はみなした⁽¹⁵⁾。

さらに「封建制」と「郡県制」の理念は、明治維新後、新しい国家制度を「封建」にすべきか「郡県」にすべきか議論されたことで一躍、脚光を浴びる。最終的には新政府は廃藩置県を断行して「封建制」から「郡県制」への改革を一気に進めたが、「封建制」か「郡県制」かの議論は、江戸時代の儒者の議論から連続するものである⁽¹⁶⁾。このようにみれば、竹越与三郎や田口卯吉の歴史叙述において「封建制」に否定的な意味が付与されていない理由がよくわかる。

7. ヨーロッパ中心主義ではない「封建制」概念は可能か?

このように、「封建制」の江戸時代からの地層を掘り起こし、それと明治の民間史学との連続性を見出そうとする研究もあるが、他方で日本の歴史学の現状をみれば、それとは逆に、「封建制」概念をヨーロッパ中心主義的な歴史観の申し子として批判し、使用しないという方向が大きな潮流であることには変わりはない。しかし仮に、東アジア史を東アジアの独自の発展の視点から説明するとしても、社会構成体を分析する何等かの概念無しには不可能であろう。「封建制」の概念もヨーロッパ史の封建制の固有の文脈を離れ、より普遍的な歴史概念として定義すれば、社会構成体の分析概念として日本史においても再生できるのではないだろうか。

その点で、イェール大学の歴史学教授だった朝河貫一の比較封建制研究は、「封建制」概念の再生をさせる一つの可能性を提示する議論である。朝河貫一は英文の著作『入来文書(The Documents of Iriki)』(1929 年)で、日本の「封建制」を説明できる史料として「入来文書」を体系的に英訳して紹介し、それを中世ヨーロッ

⁽⁴⁾ 竹越与三郎『新日本史』の「封建変じて郡県になる」の章(『新日本史(上)』岩波文庫、2005 年, 149-154 頁) などを参照。

⁽¹⁵⁾ 苅部『前掲書』, 198-204 頁.

⁽¹⁶⁾ 浅井清『明治維新と郡県思想』巌南堂書店, 1939年, 参照.

パの「封建制」と比較し、日本にも封建制が存在したことを世界の歴史学者に初めて提示した歴史家である。 だがそれだけでなく、朝河はアメリカで西洋中世史も研究し、1930 年代には日欧比較封建制論についての著 作の刊行を試み、多くの草稿を残している。そしてそれらの草稿のなかで、「封建制」について、ヨーロッパ を典型とするものとみなさず、他の世界にも存在する社会類型として比較できる概念化を行っている⁽¹⁷⁾。

朝河は「封建制」について次のように説明する。「封建制」は多くの国で生じたが、それぞれの「封建制」の形態はほとんど互いに似ていない。また「封建制」で発展の完成形態に達したものはなく、西欧の「封建制」のモデルが他の「封建制」に十分に適合することもない。彼によれば、「封建制」の成立に共通する社会的な諸要因は、以下の三つになる。つまり、① 一度統一された国家が数多くの自治的な人々の団体へと解体する、②これらの人々は条件付き保有地からの収益で生活する、③これらの団体の主たるメンバーは戦士であり、彼らは互いに強固な個人的忠誠と相互の義務の協定によって同盟する、の三つである。朝河によれば、この三つの条件が揃えば封建的と呼びうる社会が生まれる。そして彼によれば、「西欧の封建制も歴史の諸段階で、世界のことなる諸部分で生じた多くのものの一つ」に過ぎず、「封建制」のモデルとして「提示されるシンメトリカルな像は、西欧のことなる時代、ことなる国から取られた思想の恣意的な産物」にすぎない。また、封建制の完成形態はいかなる場所、いかなる時代にも実在しない」。

アメリカで研究した朝河の議論には、マルクス主義の「封建制」の影響はほとんどない。彼はヨーロッパの 伝統的な法制史研究を基盤に議論しているが、彼が「封建制」を支配の分権的な様式として理解する点では伝統的な日本の儒学的な「封建制」概念の影響も感じられる。また、「封建制」がすべての人間社会の必須の発展段階ではない、とすることで、ヨーロッパを軸とした世界の文明化を主張するヨーロッパ中心主義的な歴史 観とも異なる。彼は「封建制はすべての社会にとり進化の通常のコースといえるのだろうか」と自問し、それに対し「自身の自生的な能力だけで封建制を作った民族は一つもない」と答え、「封建制」とは遭遇した重大な危機に適用することを知っていた、数少ない人々にだけのまれな幸運であったと述べる。

朝河の「封建制」論はヨーロッパの「封建制」を模範とせず、一定の発展段階にも位置づけることもせず、一つの社会構成の類型として定義した点で独特である。いずれにせよ朝河は、日本ではマルクス主義が隆盛する 1930 年代に、ヨーロッパの「封建制」をモデルとする「封建制」論やヨーロッパ中心主義の発展段階論の呪縛から「封建制」論を解き放ち、一定の社会類型論として「封建制」論の構築を試みていた。朝河の比較封建制論研究は「封建制」概念の現代的再生のための有益な刺激に満ち溢れている。

おわりに

近年の日本の歴史学では、19世紀的な欧米中心の世界史を批判し東アジア世界の独自の歴史の見取り図を構築しようとする動きが活発である。とくにアジア史の研究者たちは、これまでマルクス主義歴史学が定式化してきたような従属する東アジアのイメージを一新する新しい東アジア歴史像の構想を求めている。そして、「封建制」概念により東アジアの前近代世界を分析し世界史のなかに位置づけようとしてきたこれまでの歴史認識を否定し、東アジアに内在する時代区分、歴史の概念化の必要性を主張している⁽¹⁸⁾。

19世紀以来のヨーロッパ史学は確かに、非ヨーロッパ文明を遅れた文明と規定しながら世界史を構築してきたことは事実であろう。ヨーロッパの植民地主義の立場からの普遍史の構想に異議を唱え、それに代わる新しい世界史を構想することは現代歴史学の重要な課題といえる。世界史の見直しがアジア史の側から積極的に進められれば、新しい東アジアの文明史を描くことも可能であろう。それにより、一系列的な発展段階論ではない多系列の歴史の発展過程が認識され、文明の交流や東アジアの独自性の視点から新しい歴史の概念化が行われ、世界史は新しい視点から書き直されるかもしれない。

しかしこうした最近の動向を理解した上でなお、ヨーロッパ中心主義の歴史観に基づく概念であってもそれ

⁽¹⁷⁾ 甚野尚志「朝河貫一と日欧比較封建制論―「朝河ペーパーズ」の「封建社会の性質」草稿群の分析」,海老澤衷・近藤成一・ 甚野尚志編『朝河貫一と日欧中世史研究』吉川弘文館,2017年,2-40頁,参照.

⁽¹⁸⁾ そのような研究として、たとえば、秋田茂ほか編『「世界史」の世界史』(ミネルヴァ書房、2016年)がある.

WASEDA RILAS JOURNAL NO. 6

が分析概念として有効であれば、概念の再検討を行い、分析概念として使い続けることも意義あることではないだろうか。すなわち「封建制」概念に関していえば、ヨーロッパの「封建制」を超えて、戦士集団が土地を媒介として支配した社会の類型の説明概念としてそれが用いられれば、より価値中立的で普遍的な分析概念になるのではないだろうか。その意味で最後に触れた朝河貫一が試みたようなヨーロッパの封建制を模範としない「封建制」の社会類型的な定義の重要性は再評価されねばならない。

また何より、「封建制」は"feudalism"の翻訳語であるとともに、東アジアの儒学思想のなかでの豊かな意味内容を内包してきた歴史概念であり、その概念を定義し直し再生させれば、前近代の東アジア史を分析するためにきわめて有効な概念として使用可能であろう。そのような再生は、まさに東アジアにおける人文学の再生のためにふさわしい行為といえる。いずれにしても、東アジアの人文学の再生は、我々が東アジア世界で共通に培ってきた伝統がどのように「西洋の衝撃」以降にも連続していたのか、そして現在にいたるまでそれがどのように伏流的に存続しているのかを検証することなしには不可能である。